

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

武正委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笠原多見子さん。

笠原委員 おはようございます。国民の生活が第一の笠原多見子でございます。

今までなかなか質問の機会をいただけませんでした。今回、総務委員会で初めての質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、早速質問に入ります。

地方議会の会期についてお尋ねいたします。先日の委員会、自民党の先生方からも、この件に関しましてそれぞれお尋ねがありました。私も、現行制度でも通年議会を実施している市町村議会が幾つかあり、また、県議会では栃木県及び長崎県が採用している中で、現行制度のままでも会期についてそれぞれの自治体において定められ

ること、今回法改正する意味がどこにあるのかよくわかりません。

それで、先日の答弁を聞いておりましたが、いま一つ理解できませんでした。

伊東委員の質問に対して、川端大臣は、メリットとしては、定例日を定めて、一年間を通じて、住民にこういう時期に議会が開かれるという予見性のある議会運営が行われていくことで、幅広い人たちが、例えば傍聴にしてもそうですし、議員においても、そういう予見性があるという部分での、仕事と兼職している方もおられるということで、議会運営が開かれるということでありますとお答えになっておられます。

これらの答弁を聞きまして、なおさら改正の意味がわからなくなりました。

現在の年四回の定例議会の方が、会期日程が定まっています、年間スケジュールが組みやすいのではないのでしょうか。総務大臣にお尋ねいたします。川端国務大臣 おはようございます。

この前、そういう観点も御答弁を申し上げました。現行の定例会、臨時会の課題ということを整理させていただきまして、一つは、議会の審議が一定期間に集中しているということで、ほかに職を持つている住民が参画しにくい状況、あるいは議会が多様な幅広い住民の意見を反映できていないことにおいては、やはりもう少し改善の余地があるのではないかと議論が一つ。

それから、閉会中に重要な議案を長が専決処分しているものがありまして、議会のチェック機能が必ずしも十分に働いていないのではないかと。そ

れから、現行の限られた会期日数では、十分な審議時間や議員間の討議、議会からの条例等の政策立案、積極的な政策提言のための時間が確保されない状況となっているのではないかと。こういうふうな論点がございます。

そこで、今回の法改正は、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにする観点から、通年の会期を設け、条例で定例日を定めることにより、予見可能性のある形で定期的に議会審議を行う議会運営を実現するということが同時に、定例会を年一回とする運用による通年議会、これは今御紹介がありましたけれども、そういう運用で通年議会をやるということでは、長等の議場への出席義務に何ら限定がなく、執行機関側の円滑な事務処理に支障を及ぼす可能性があることから、正面から制度化しようとするものでございます。

なお、当然のことではありますが、通年会期を導入するかどうかは、各地方自治体における議会のあり方等にもかかわることであり、議会審議の活性化の観点から、各自治体において判断されるべきものと考えております。

今、運用上できるという制度を真つ正面から制度上できるということにして、法的担保をつけて、そして、そのときに想定されるいろいろな課題はこれも法律でしっかりと問題ないように手当てをするという趣旨でございます。

笠原委員 地方議会は二元代表制に基づいているので国会とは違いますが、国会に来て一番効率が悪く感じるのは、本会議と委員会の日程が定まっていないことでございます。平日の予定が一

週間前でも確定できない。異なる点が多くあるのは承知ですが、地方議会はやるべきことを会期内に決める、そういう点では私は利点がある点もあると思います。

総務大臣、改めてお尋ねします。今いろいろと申されましたけれども、メリットを簡潔に申してください。お願いいたします。

川端国務大臣 通年会期のメリットとしては、導入前よりも十分な審議時間の確保が可能となること、議会の活動能力が常時担保されるため、長の専決処分が減少し、議会で審議できる事件、案件が多くなること、議員間の討議、議会からの条例等の政策立案、積極的な政策提言の機会が確保できることなどにより、議会運営の充実、活性化が図られるというふうに期待しております。

笠原委員 ありがとうございます。

今の御答弁の中にもありましたけれども、総務省の、今回の改正案のもとになったもので、地方自治法抜本改正についての考え方というのがありますが、その中で、先ほどの大臣の答弁の中同じフレーズがありますけれども、「多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにするため」というふうに目的を提示されております。そのことが、私は、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにすることを阻害している要因とか、活性化や議会審議の充実を阻む原因だとは、地方議会を体験して、そのようには思いません。総務大臣の御所見をお伺いしたいと思えます。

川端国務大臣 御指摘のように、地域の多様な

層から幅広い住民が議員として活動できるようにするためには、議会運営のあり方として、こういう通年議会で、例えば月の第何曜日の何時からは必ずあるというふうにするということは、例えば職を持ちながらという方においては、それは、仕事との調整とかいうことでいうと、調整しやすくなるということ、改善は当然されると思うんですけれども、議会が幅広い人たちで構成され、活力あるためにということのときには、こういう議会運営のあり方だけで全て解決するものでは当然ございません。

そういう意味では、労働法制、あるいは例えば兼職を禁止されているとか、いろいろな状況の中での、議会人になることへの制約があることは事実であります。

そういう環境整備を幅広くすることにはさまざまな方策が必要であることは当然でありまして、今後、国民的な幅広い議論が行われることを期待しておりますし、議会の活性化の観点から、議論をより充実させるというほかの方策についても、引き続き検討はしてまいりたいと思っております。

笠原委員 ありがとうございます。

基本的に、会期のあり方はそれぞれの地方議会が決めることであり、通年にするかも含めて地方に委ねるべきだと思います。多くの地方議会が求めるのは抜本的改革であり、今回のような、現在でもそれぞれの議会が判断して変えられることではないと思えます。

また、通年議会にした場合、費用弁償の問題等、議会に係る予算が膨れ上がり、行革の流れに逆行

する懸念があります。先日の答弁では幾つかの自治体の例を挙げておられましたが、その点について、総務大臣、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

稲見大臣政務官 議会に係る予算の問題であります。前回もお答えいたしましたように、通年会期の導入に伴い会議の開催が増加すれば、それに伴う費用弁償は増加することが見込まれます。ただ、現行制度の運用におきまして、実施をしている団体では、会議開催や費用弁償のあり方等を検討する例もありません。これまでのところ、極端に増加しているケースはない、生じていないというふうなことであります。

前回、宮城県蔵王町、それから北海道の福島町の例を出しましたけれども、今、自治行政局の方で調べた結果でいいますと、そこを含めまして七つほど、市町村名は省きますが、マイナス二千万円、マイナス二百万円、プラス三百万円、マイナス九百万円、プラス二百万円、マイナス三百万円、プラス百万円、少し早口でしたけれども、おおむねマイナスの方が多く、こういうふうなことであります。

通年会期の導入により、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等に速やかに対応できる、こういうメリットも見込まれてるところでございます。そして、各議会において適切に御判断いただく、こういうことかと思えます。

笠原委員 ありがとうございます。

私が県議会で初当選したとき、私の家は県庁まで三十分以内でしたが、それでも応招旅費は九千

七百円でした。当選間もないころ、同僚議員に、この制度は必要ないんじゃないかと言いましたところ、三時間半かけて車を運転してきて、本会議が終わってまた三時間半かけて帰って、またあすの朝運転してくるのは無理、岐阜市内に泊まらなきゃならない身にもなつてほしいと言われました。地方によつても、選出される選挙区によつて実情は全く異なるわけです。岐阜県議会では、議会活性化改革検討委員会なるものを設けて、費用弁償ほか、いろいろとみずから身を切る改革を進めております。ですから、議会の活性化はそれぞれに任せて、議会の質を高めるべきだと私は思います。

次に、招集権の問題についてお尋ねいたします。この件は、ある地方都市の問題から改善を図られたんだと思います。しかしながら、私を含め、地方議員になられた方々の思いとしては不十分だと思えます。地方公共団体の組織のあり方を鑑みると、長に招集権が付与されている点は、理解しようと思えば理解できなくもないですが、本来、議会の運営は、議会を構成している議員、その議員がその責任と見識において行うものであると考えます。議会は議長が招集すべきだというのが私の考えです。このことが議会の活性化において大変大切なことであるとも思っております。今回の改正案で、議長等から臨時会の招集請求があったにもかかわらず長が招集しないときのみ限定されているのはなぜでしょうか。総務大臣にお尋ねいたします。

川端国務大臣 この部分は、いろいろな長年の議論の経過もございます。

地方自治法の百四十七条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」というふうに書いてあります。これを根拠にして、法律上、議会の招集権も統括代表権を有する長に専属することとされているところでございます。

国会の召集は天皇陛下が行う、天皇が国会を召集するというのと考え方は同じようなことになる、いわゆる統括代表権を有することになつてくるんだというふうに思っております。

長だけでなく、今おっしゃいましたように、議長が有すること等論点については、過去の地方制度調査会においても議論されてきておりまして、平成十八年の自治法改正においては、第二十八次地方制度調査会の議論を踏まえて、議長が臨時会の招集を請求することができるというふうに改正をされました。

しかしながら、最近、長が議長等の招集請求に応じず、招集義務を果たさないという事案が生じており、本来議会が有する権限を行使することができない状況に陥ることのないよう、このような特別の事案に対応する必要があります。

このため、今回の改正は、招集権は統括代表権を有する長に属するという考え方を維持しつつ、議長または議員定数の四分の一以上の者から臨時会の招集請求があった場合に、長が招集義務を果たさないという例外的な状況に限定して議長が招集を行うこととしたものでございます。

なお、一般的な議会の招集権を議長にも認めるべきという課題については、長と議会の基本構造のあり方にも関係することでありますので、これは、地方制度調査会を含めて随分いろいろな議論の中で最終的にこういう結論に至りましたが、見直し等はこれからも議論されていくものだとお尋ねしております。

笠原委員 大臣、ありがとうございます。

今お答えいただきましたけれども、特別な例をもつてこの改正案があったと思いますが、構造自体について本当にもつと議論を深めて変えていただきたいと私は切に願います。

次に、専決処分の問題について質問をいたします。

専決処分を濫用するようなことは、大きな災害が起こり、議員の参集が困難な場合以外では、長がよほど独裁者でない限り、ないと思っております。しかしながら、時に横暴な専決処分をされる場合が、自治体によつては行われることがあるのではないかと思います。

我が岐阜県においても、平成十九年三月末、つまり県議会の改選時期でありましたけれども、平成十八年度予算の各費目の削減が行われ、例年ならばこれを繰越金として翌年度の財源としたところを、基金に積み立てる措置が専決処分されました。さらに、年度当初に議決された予算の一部を執行保留するという措置がとられ、本来予定していた事業に着手できないという状況が生じたことだと思っております。

今回の改正案を見ますと、長の専決処分について議会が不承認としたときは、長は、必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならぬこととすることとありますが、必要と認める措置とはどのようなことをお示しされておられるのでしょうか。総務大臣にお尋ねいたします。

川端国務大臣 今回の改正案では、条例、予算の議決が議会の最も基本的な権限であることから、条例、予算に関する専決処分を議会が不承認とした場合には、長に対して、必要と認める措置を講じ、議会に報告する義務を課すことといたしました。

この場合の必要と認める措置の具体的な内容については、補正予算の提出や条例改正案の提出なども含めて長の裁量に委ねられており、専決処分が必要となった理由あるいは不承認とされた専決処分の内容などを踏まえて、長が適切に判断するものであると考えております。

笠原委員 簡潔にお尋ねします。

それでは、不承認とした場合、その専決処分は有効なのかどうか、お尋ねいたします。

川端国務大臣 一旦、正常に効力が発生した条例及び予算に基づき行政処分等が行われたときに、その効力が専決処分が不承認とされたことにより否定されることは、法的安定性の観点から問題があるものでございます。

今回の改正案では、条例、予算に関する専決処分を議会が不承認とした場合には、今申し上げましたように、長に、必要と認める措置を講じ、議会に報告する義務を課すこととしたものではござ

います。不承認とされた専決処分は引き続き有効であり、この点は今回の改正案によっても変更はないものでございます。

笠原委員 大臣、ありがとうございます。

確かに、不承認となつて、それが有効でないという状況になった場合にはさまざまな問題が生じますので、その結論はいたし方がないかと思

ただ、今回の改正で、効力がない、影響を与えないということならば、多分、今までの議会でもそのことについて、例えば専決処分が行われたことについて、一般質問等を通じて長に対して説明責任は必ず行うように要求してきたことだと思います。それですから、この法改正が余り意味をなさないものだとするならば、大変残念なことだと私は思います。改正するならば意味あるものにするべきだと思っております。

次に、直接請求制度の見直しについてお尋ねいたします。

現行法で、解散、解職の請求に必要な有権者署名数が、有権者数の三分の一、四十万を超える部分については六分の一であるものを、改正案では四十万から八十万の部分については六分の一、八十万を超える部分については八分の一に緩和することは、規模の大きい自治体で署名活動をするなどの難しさが背景にあったかと思いますが、このことは民意の反映という点でどのように考えられるのか、総務大臣にお尋ねいたします。

稲見大臣政務官 人口が大規模な地方自治体におきまして法定署名数の収集が困難になっている

ということとは、住民に直接請求を認めた制度創設の趣旨に沿わない状況であるというふうに認識をいたしております。

民意の反映あるいは民意の平等な反映というふうなことでの御指摘でございますが、議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求、これにつきまして、その署名が有効になったとしても、その後に選挙権者の投票というのがございます。

また、主要公務員の解職請求におきましても、議会に付議をされて三分の二以上の出席による四分の三以上の同意、こついつふうなことで、そこで民意が正確に反映をされるとするならば、議会議の契機というふうなことで、全ての地方自治体において、直接請求が必要とされる場合に機能する有効性のある制度であることが必要であるということ、今回の改正に至つたという経過でございます。

笠原委員 政務官、ありがとうございます。

議員及び行政の長は、選挙で掲げた公約、これを実践していくことが求められ、直接請求は、地方自治体のトップや議員が間違つた方向に大きく傾いているときに大変有効な、大切な制度だと思

見解をお尋ねしたいと思

市長が、選挙のときに掲げていない、京都にあ

る私立高校の誘致を突然言い出して、御存じだと思いますが、高校の設置は県の所管でございます。その一年前に県内の公立高校の再編計画が策定されたばかりなのに、打ち出したことが市議会を二分する、そういう結果になりました。議会で否決されまして、そのことに納得できなかった市長が任期あと一年というところで辞職したわけです。そして、もちろん任期途中ですから、一年後また選挙が行われたわけです。全く同じ人物が、現在も市長ですけれども。

その選挙というのは、一回の選挙費用が大体約六千五百万円です。その誘致結果はどうだったかというところ、結局、誘致できずにだめだったという結果になっているわけです。トップがみずから混乱の種をまき、多額の税金を使い、結局何も残らなかったことについて、総務大臣の御見解をよろしくお願いいたします。

川端国務大臣 個別の自治体における事案について直接にコメントすることは差し控えさせていただきます。それと御理解いただきたいと思っております。隣の県でありますので、実情は私も承知はいたしております。

長と議会はそれぞれが選挙で選ばれるということとでありますので、住民との関係では、ともに正當に選挙で選ばれたという立場でございます。託された民意を背景として御主張されるというときに互いに異なる立場をとるといことは、そう珍しくないことも起こります。

そういう中で、二元代表制においては、そこで議会を通じて活発な議論、熟議を重ねていただ

ていい方向に進めていただくというのが理想だというふうに思いますが、どうしてもその意見が合わないときに改めて信を問うという形で、例えば、辞職をされる、あるいは不信任案が出る、あるいは議会が解散される、いろいろな形があります。その部分で、改めていろいろな形で住民の意思を反映する立場を確認するということは制度的に担保されているものでありますから、個別の事案に、これがよかつたとか悪かつたとか、費用がどうかということとはちよつと議論できる立場ではありませんが、制度的にはそういうことでありますので、いろいろなきがら起こる、そして、結果として、いろいろな経過を住民の皆さんが見ておられる中で、またこれからのいろいろなことを判断されていくということになるのかな、そういう制度であると理解をしております。

笠原委員 大臣、ありがとうございます。なかなか答えにくい事案だったと思っておりますけれども、ただ、多くの自治体で、自分の思いどおりにならないからといって、議会を解散とか辞職するか、こついつた事例が最近多々見られますので、やはりそういうことのないようにというか、混乱するのは住民ですから、そういう点に配慮できるような議会運営がなされることを私も願いますし、これからちよつと改善していかなきゃいけない地方自治体のあり方ではないかと思っております。

次に、一部事務組合からの脱退手続の簡素化について伺いいたします。

これまで一部事務組合は、全構成団体、全ての議会の議決を受けなければ、設置や組織・規約の

変更、廃止・解散、財産処分を行うことができませんでした。このことは、構成団体を組織する自治体間において、事業によっては負担が大きいと感じたり、構成団体の一員となつていくことによつて不利益が生じる場合があつても、手続の難しさから諦めざるを得なかつたりすることがあつたかと思ひます。その意味で、画期的であると思ひますし、自治体の自立を促す意味でも評価できるものと考えております。

しかしながら、一方で、行政サービスが滞り、住民が困る事態に陥る可能性も考えられます。

例えば、私の地元の岐阜市と隣の羽島市は、ごみ処理で一部事務組合を構成しておりますが、ごみ焼却施設の問題というのは大変難しいもので、それが絡んでくるので大変難しい。構成団体を解消したい側と解消したくない側、その双方があつて、解消したい側の自治体が通告すれば二年後には解消ということに簡単にはならないと思ひます。また、市町村退職手当のような、一つの自治体が抜けるだけで運営や存続に大きな影響を与えるところもあります。岐阜県が唯一構成団体に入つている笠松競馬を主催する岐阜県地方競馬組合などは、県が脱退すれば存続そのものが不可能になるであらうと思われま

地元の例を述べさせてもらいましたが、一部事務組合等からの脱退手続の簡素化は、慎重な対応が必要であり、安易な脱退を助長させない手だてが必要かと考えますが、総務大臣、お考えをお聞かせください。

川端国務大臣 今回の改正の背景として、第三

十次地方制度調査会の地方自治法の一部を改正する法律案に対する意見において、「一部事務組合等からの脱退については、これに伴う財産処分やその後の事務処理体制の構築などの課題があることから、これらの事項を構成団体で誠実に協議し予告期間内に適切な結論が得られるよう努力すべきである。」との意見をいただいております。

そういうこともありまして、今回の改正は、全ての構成団体の協議が調うことを要する現行の脱退の手續の特例として、協議が調うことを要しない予告による脱退の手續を設けるものでありまして、これは、現行の手續では、脱退を希望する地方公共団体の意思が拘束され、過度の負担を強いると言わざるを得ない場合があることを想定したものであります。

あくまでも手續の特例的な選択肢を設けるものでありまして、改正後も事務執行をより円滑に継続する観点からは、できるだけ現行の手續により脱退する際に関係地方公共団体間の協議が調うことが期待をされております。

なお、特例手續による場合も、二年以上という法定の予告期間を設けることよって十分な準備期間を設け、安定的な事務執行の確保を図っているところでありまして、また、脱退に際しての財産処分については、協議によって定められることとしており、残る側が一方的に負担を負うものではないものでございます。

いずれにしても、脱退に伴う財産処分や脱退後の事務処理体制の構築などの課題については、関係地方公共団体で誠実に協議することが求められ

ているものでありまして、総務省としても、法案の成立後、各地方公共団体に対し、こうした制度の趣旨及び留意点を周知してまいりたいと思っております。

今御指摘のように、抜けたらそのもの自体がなくなるということとは、やはりよほどよく話し合っていたただかないといけないというのが基本にあるという制度でありますので、そういう対応の中で、それぞれがしっかりと御議論をいただきたいというふうには思っております。

笠原委員 ありがとうございます。

大変難しい問題ですので、脱退者側だけじゃなくて、脱退されるほかの構成団体についても御配慮いただき、二年というのは長いようで短い、その期間にきちんと対処できるような形を、また、この法案が通った後に、こういう事案が出たときにさまざまな問題が出てくるかと思しますので、そういう点についても誠実に対処できるような体制をとっていただきたいと願います。

次に、修正案に盛り込まれました百条委員会について、提案者にお尋ねいたします。

当該普通公共団体の事務に関する「調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」という条文の中に入られた特に必要があると認めるときとは、どのようなときを示されておられるのでしょうか。修正提案者に御説明をお願いいたします。

橋（慶）委員 笠原委員にお答え申し上げます。一般的に、百条調査権の発動や出頭、証言を要

請する場合におきましては、調査によって得られる公益、それと出頭、証言を要請された方がこうむる影響というものを比較考量した上で、公益が上回る場合に行われるべきものであると考えているわけです。

もし出頭等を要請する必要性が乏しい場合にまで関係人の方に対して出頭等を要請できるものだとすれば、関係人の方に不当な負担を強いるおそれがあります。したがって、関係人の出頭等の要請については、その必要があると認めるときに限り行われるべきものであると考えるわけでありまして。

しかしながら、現行の地方自治法の規定においては、この必要があると認めるときなどの文言がありません。その趣旨が規定上明確でないというふうに考えまして、「特に必要があると認めるとき」という文言を追加することによってこういった趣旨を明確にしようという意図で改正を提案するものであります。

なお、「特に必要があると認めるとき」というのは、それぞれ個別具体のケースについては、それぞれいろいろ異なる問題があると思えます。それについては、この条文をもとに、それぞれの地方議会において、その個別具体のケースについて判断をいただければと考えているわけでありまして。

以上であります。

笠原委員 橋委員、御丁寧な説明、どうもありがとうございます。百条委員会を設置するのはよほどのことがない限りないと思っておりますが、人権問題につなが

ることも想定されるので、このことについては、有識者等を参考人として、本来は議論を重ねた上で、濫用されない、けれどもきちんと手順を踏んで、関係人の人権を侵害しない制度としていくのがよかつたかなと思っただけですけれども、いろいろなことを配慮、また考慮されて提案されたということで御理解したいと思っています。

それで、私が県議会に在職しておりました十八年七月五日に、県庁の裏金問題が発覚いたしました。そこで、執行部による資金調査チームが設置され、その後、弁護士三名によるプール資金問題検討委員会が発足し、その後、県議会において、調査権限の強い百条委員会の設置を希望された議員もおられましたけれども、手続の問題として時間がかかる、裏づけをとらなければならぬ、偽証罪の問題でプレッシャー等がかかる等の議論が当時あつたかと思っています。

最終的には、不正資金問題調査検討委員会が議長のもとに設置され、数回にわたる委員会での検討の後、最終的に再生プログラムが作成されました。これにより多くの県職員が処分されましたが、主導権は時の権力者の意向が大きく働いた結論だったと私は今でも思っております。なぜなら、弁護士もチームも知事が任命しているからです。

この結果、七人もの関係者の自殺者が出てしまいました。この結果は、長きにわたり、県庁内に暗い影を落とし、県職員の士気を奪い、そして不満と禍根を残しました。このときの処分問題は裁判へと発展し、今なお裁判の結審がされておられません。

ですから、こういう問題について議論を重ねて人権を侵さないような形にしていかなければならないと思います。今回の修正案は、百条委員会設置の濫用を避ける意味では理解できますが、この問題については、ぜひとも引き続き検討課題としていただきたいと切に願います。

次に、修正案に盛り込まれました、政務調査費の名称の変更についてお尋ねいたします。

名称を変更することにより、今住民の方々から議員に向けられております無駄の排除、活動費の妥当性、透明性の確保につながるのでしょうか。提案者の橋委員、よろしくお願いいたします。

橋（慶）委員 お答え申し上げます。

これまで、政務調査費につきましては、条文中交付目的は調査研究に資するものに限定されていたわけですが、今回の修正によりまして、今後は地方議員の活動である限り、その他の活動についても使途を拡大し、具体的に充てることができる経費の内容については条例で定めるとい形にしたわけです。これに伴いまして、名称については政務活動費という名称に変更することとしております。

そこで、笠原委員御指摘の、まず無駄の排除や活動費の妥当性といった問題であります。これは、政務活動費として具体的に充てることができる経費の範囲を条例で定めるとい形にいたしますので、この条例を定める際にそれぞれ地方議会において審議をされる、その審議の過程において、また住民の皆さんが監視をなさる、こういった形によりまして、この政務活動費の無駄の排除ある

いは活動費の妥当性ということについて担保されるものと考えるわけであります。

また、政務活動費が調査研究以外の活動にも充てることができるようになることに伴いまして、笠原委員御指摘のとおり、その透明性を確保することが従来に増して重要となると考えております。このため、現行の規定における、議長に対する個々の議員の収入、支出の報告書の提出に加えて、当該議会の議長におかれて政務活動費の使途の透明性の確保に努めるよう義務を課す規定を追加させていただいて透明性を確保する、こういった形の改正を提案しているものでございます。

よろしくお願いいたします。

笠原委員 橋委員、御丁寧な説明、ありがとうございます。

政務調査費というのは、各自治体において、その使途においてさまざまな指摘がなされているところでございます。議員活動と政治活動の違いを述べるような大変な難しさがあります。各自治体によって形式等も違いがあると思います。

私が県議時代には、当選当初は党派ごとにとまてておりましたけれども、途中から個人に行くようになりまして。議長に報告して、一万円以上の支出については領収書の添付が必要とされました。調査研究費、資料購入費、事務所費、人件費など九項目について、別々に分けて書き込むようになっておりまして、改選を迎えることに厳格化されていた気がします。

私は、個人的に一円以上の領収書を添付しまして、議長提出前に議会事務局の方にチェックをし

ていただきまして、それが妥当であるかどうか、そういう判断をしていただきました。間違った支出がないということを確認した上で提出させていただいておりましたけれども、面倒だったのは、電気料金を後援会、政治団体それから政党支部と三分の分野に分けて、三分の一ずつにしていたわけですね。物によっては二分の一、そういったことで政務調査費と政治団体を分けた記憶と、また年度の開始が違うわけです、そして締めも違うので大変難しかった、ややこしかったという記憶があります。

私自身で政務調査費の収支報告書を作成して感じたことは、これは議員個人の見識の違いがあらわれるというふうに思っておりました。これからますます、住民の政務調査費を含めた議会の支出に厳しい目が向けられていく中で、政務調査費のあり方について、総務大臣に御見識をお伺いしたいと思えます。簡単に、よろしくお願ひいたします。

川端国務大臣 今回の実施は、議員活動が幅広くあるということで、調査費ではなくて、名称を変更して、幅広くいろいろ活動できるようにしようという趣旨だというふうに思います。

同時に、やはり公費でありますので、それが透明化されるということが非常に大事であるということで、議長への報告義務と同時に、何に使うかを議会で決めるということを法定しましたということ、議会の中でけんけんがくがく、有権者の前で御議論いただいて決めていただくということは大変意味のあることだというふうに思っ

ております。

笠原委員 ありがとうございます。

最後に、今回の改正案では見送られました監査制度について述べさせていただきます。

実は私、県議会で最大会派に所属しております、期数を考慮し順番を大事にする県議会ではあり得ないことに監査委員の順番を外されました。原因はよくわかりませんが、一説によると、知事が私に、監査委員になるのを嫌がったの措置だったというふうに入づてに聞きました。

現在の県議会の監査制度は形骸化していると思えます。監査委員会の人選は、県議会議員からの選出を初め、教育委員会と同様に名誉職扱いになっており、形だけになっているように思います。監査制度が有効に機能していたならば、裏金問題も発生が難しかったのではないかと考えます。

今回の改正案は、改正することに問題はないけれども、その必要性についてはいささかの、ほかの見直ししなければならない事案に対して見劣りがすることを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。